

3 記 録

(1) 趣旨説明等(平成24年2月16日)	113
(2) 講演・報告概要(平成24年2月17日)	119
(3) 総合討論(平成24年2月17日)	120
■本討論の進め方と冒頭所感	120
■「自然的文化財」の把握と評価	123
■「自然的文化財」の調査研究と保護対策	130
■「自然的文化財」の活用	133
■「自然的文化財」の管理、運営等の体制	136
■「自然的文化財」のマネジメント	138

（1）趣旨説明等（平成24年2月16日）

【青木】 ただいまより平成23年度「遺跡等マネジメント研究集会」を開催いたします。今回のテーマは「自然的文化財のマネジメント」でございます。

全体の進行・司会につきましては、私、奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室の青木達司が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、奈良文化財研究所文化遺産部長小野健吉より開会のご挨拶を申し上げます。

【小野】 皆さん、こんにちは。奈良文化財研究所文化遺産部長の小野でございます。

本日は、年度末に近い大変忙しい時期、しかもこの寒さの中を、私どもの研究集会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本年度の研究集会は、「遺跡等マネジメント研究集会」ということで、これまでの「遺跡整備・活用研究集会」を衣替えしたものでございます。近年、文化財あるいは文化遺産というものの社会化といましようか、いかに現代社会の中に活かしていくかということが非常に重要視されるようになっております。そういう風潮の中で、遺跡あるいは文化財について包括的に考える必要があるだろうということで、遺跡整備に関わるこの研究集会も、これまでの成果を踏まえつつ、名称も含め、衣替えしたところでございます。

第1回である今回は、ここに掲げましたように、「自然的文化財のマネジメント」ということを取り上げました。日本の文化財保護法では、文化財としていろいろなジャンルがあるわけですが、自然的文化財といえ、植物、動物、地質鉱物などを中心とする天然記念物、あるいは山岳、溪谷、溪流、峡谷、海浜などの自然的な

勝、それらが自然的な文化財のカテゴリーに入るものではないかと思えます。

日本の文化財保護の中では、実はこういうカテゴリーというのは、これまで、どちらかというと、少しほかの文化財とは異質なものという取り扱われ方がしてきたのではないかと考えております。

しかしながら、近年は世界的な動向を見回してみましても、文化遺産あるいは文化財は、自然と文化の総体として取り扱われるべきものであるという認識が広く共有されるようになってきた、そういう状況ではないかと思っております。

そうした中、こうした自然的文化財を将来に継承していくことの意義、あるいはそのための多様な方法論というものを議論していくことが、きわめて重要であるとともに、非常に今日的な意義を持つものと考えているところでございます。

昨年の東日本大震災、もうほぼ1年近く前になりますけれども、2万人近い方の貴い人命が失われ、あわせて地域の人々の生きていく基盤となるさまざまなものが多く失われてしまいました。

そうした中で、皆さん、よくご存じのように、岩手県陸前高田市の名勝高田松原の松が1本だけ生き残って、人々に大変な勇気を与えたということは記憶に残っているところかと思えます。

自然には、人の力の到底及ばない、そういう部分が当然でございます。

一方で、人が細心の注意を向けることで守っていける自然があるのも確かでございます。

そういうことで、自然に対する「態度」としては、——ここでは「マネジメント」という言葉を使っていますが——謙虚な、あるいは敬謙なといってもよ



と思いますが、そうした姿勢を大切にしたい広い視野での取組こそが今日求められているのではないかと、私は思っております。

今回の研究集会では、基調講演をいただきます亀山先生をはじめまして、文化庁の桂さん、それから豊岡市の松井さん、糸魚川市の竹之内さんに講演あるいは報告をお願いしております。

また、自然的文化財の継承に、近年、大変積極的に取り組まれております韓国から、韓国国立文化財研究所の前の自然文化財室長の李偉樹さん、現在、韓国の社団法人「生命の森」に勤務なさっている張美娥さんにも講演と報告をお願いしております。

そして、あしたの午後には、これらの講演あるいは報告を受けて総合的な討論を企画しております。

2日間のこの研究集会が実り多いものになりますように、皆様方のご協力をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

【青木】 プログラムの詳細などは、皆さんにお配りしましたこの資料集の表紙の裏に書かれておりますので、ご参照していただければと思います。

続きまして、今回の研究集会の趣旨につきまして、遺跡整備研究室長の平澤毅より、ご説明申し上げます。

【平澤】 皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい中、これだけたくさんの方にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

この研究集会のはじめに当たりまして、趣旨説明を私のほうからいたしたいと思っております。

これからお示しするスライドの多くは、レジユメ集の中にも掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

昨年度の研究集会については報告書をお手元にお配りいたしましたけれども、この「遺跡整備・活用研究集会」は、去年までで計5回開催いたしました。その総括として、「地域」からの視点で遺跡や文化遺産、そういうものの総合的「マネジメント」ということについて検討いたしました。

その成果を踏まえつつ、今回から、「遺跡等マネジメント研究集会」というふうにタイトルを変えまして、新しいシリーズで開催していくことにいたしました。

特に前回、地域との関係を検討したわけですが、その最も基盤となる自然との関係の検討ということがあまり世間でされていないということを踏まえまして、第1回として「自然的文化財のマネジメント」というタイトルにいたしました。

そのことをお示しいたしました開催趣旨文につきまし

ては、資料集の冒頭に掲載しておりますので、そちらを参照していただければと思います。

ここでは、少し準備運動のようなことも兼ねてスライドでご説明をいたしたく存じます。

最初に、「文化財」という言葉について考えたいと思います。文化財保護法の第2条に文化財の定義として、文化財保護法上の、あるいは文化財保護行政上の定義が示されていますけれども、これを引用しない形での説明というのもございまして、日本の辞書とか辞典のたぐいを少し調べてみました。その一般的な理解を少し確認したいと思います。

新しい順に、日本では皆さんご存じの『広辞苑』、その2008年版にはこういうふうに書いてあります。「文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で価値を有するもの」。それから、『大辞泉』の1995年版では「文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を有するもの」。それから、もっと遡って、1932年の『大辞典』では、「与えられた自然の事実を真・善・美・聖等の理想にならって、形成する成果所産をいう」、こういうふうになっています。

これらの説明は、人間が主体となって「活動」した結果のものとして、いずれも「人間がつくり出したものである」ということが強調されているように思います。ちなみに百科事典のほうでは、『平凡社百科事典』の1985年版に、少し違った書き方がされていて、これは文化財保護法での規定を引いたような記載で、「(日本においては、) 1950年制定の文化財保護法によって一般に用いられるようになった語で、cultural propertiesの訳語。同法では〈わが国の歴史、文化の正しい理解のため欠くことのできない〉また〈将来の文化の向上発展の基礎をなす〉貴重な国民的財産と定義している」となっています。このように一般に普及した理解から窺えるのは、「文化財」という言葉が歴史的、芸術的にすぐれた造形物としての有形文化財、それから伝統的にすぐれた芸能・工芸



などの無形文化財のイメージ、そういうイメージが広く普及しているというのが実際であるかと思います。

一方、今回の研究集会のテーマとしている「自然的文化財」ということについて、少し考えたいと思います。

先ほどの文化財のイメージと異なって、私たちが少なくともこの1世紀にわたって、今日いうところの「文化財」として取り扱ってきたものの中では、人間がつくり出したものではないものも相当に含まれているわけです。それが、今回多くの主題になっている名勝（特に、自然的なもの）や天然記念物など、そういう「文化財」の在り方に代表されています。

そして、今回のテーマの「自然的文化財」ということについては、概略、その出自において、要は、人間がつくり出したのか、自然がつくり出したのかと、そういうことではなくて、「文化的な存在として理解される自然」というように説明できるのではないかと思います。

日本の文化財保護行政上は、これに対応するような文化財の類型として、記念物のほか、伝統的建造物群の保存地区を含めた範囲、そして、文化的景観というものを挙げることができます。

さて、この「自然」と「文化財」の関係をもう少し細かく見ていこうと思います。

ここには、仮に5つの視点を挙げてみました。「文化財の素材そのものを生み出す根源」としての自然、「材料を調達する場所」としての自然、「歴史上、観賞上、学術上の価値を有する対象」としての自然、「文化財を構成する、あるいは、それを取り巻く環境」としての自然、それから「地域の生活または生業及び当該地域の風土により形成された土地」としての自然、こういうものであります。

この趣旨説明においては、それぞれの観点に関連する文化財保護の動向について少し簡単に例示することで、「自然的文化財」という、今回企画させていただいたことの一番基本的なところの理解を共有しておきたいと思えます。

まず、1番目と2番目、「根源」とか「場所」の観点からは、いわば、「材料及びその調達」ということで自然の重要性を示すことができます。この「根源」と「場所」というのは、いわゆる先ほどご説明した一般に強くイメージされる文化財、特に有形文化財の類型と自然の密接な関わりを示しています。

文化財は、歴史的、伝統的なものでありますから、洋の東西を問わずに、その材料は古くは自然環境から調達されてきたということがあります。特に、日本や韓国をはじめとする東アジアにおける有形文化財、すなわち、



「ふるさと文化財の森システム」のイメージ©文化庁

美術工芸品や建造物などの多くは植物性素材から成っています。もちろん、それだけではなくて、石材や土なども重要な素材であるわけですが、ここでは特に、近年、文化庁において進められている「ふるさと文化財の森システム推進事業」について、簡単に触れたいと思います。

この「ふるさと文化財の森システム推進事業」では、特に文化財建造物の保存修理に必要な資材を確保するため、全国各地に資材別の「ふるさと文化財の森」を設定することを最も重要な柱としています。これは、日本も韓国も共通していると思いますが、社会環境や生活様式の急速な変化とともに調達が難しくなっている伝統的な材料と、それにかかわる技術などを維持して、歴史的、伝統的な建造物の保存修理を持続可能なものとするための事業です。

この事業では、用材を調達する森林のほか、檜皮とか茅とか漆、そういうものを調達する森として、現在約40カ所の森が全国に設定されています。文化庁が公開している事業のイメージを総括した図において、事業の柱として、「ふるさと文化財の森の設定」、そして、それに係る「研修・普及啓発施設の整備」、「体験学習・生涯学習」、それから、「ボランティア活動」、「技能者の研修」を挙げ、そういうものが一体となって全体の事業を構成していることが示されています。

このように、最も「文化財」的イメージが普及されている「有形文化財」をとってみても、将来にわたって、それらを継承するためには、それを支える「自然」を持続的に育てていく必要があります。

つぎに、3番目の「対象」、4番目の「環境」の観点についてです。「対象」の観点からは、今回の研究集会で主題とする、それと最も深く関連する名勝とか天然記念物の関係になります。

それから、「環境」の観点からですけれども、いわゆ



る「遺跡などの内外の環境を構成する要素」としての自然、「建造物周辺の環境」を構成する自然、それから「伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致をなす環境」としての自然、こういうものが挙げられます。

例えば、名勝といえば、こういうイメージになります。それから天然記念物はこういうイメージになります。このような名勝や天然記念物は、自然そのもの、あるいは、人の手が加わった自然を主体とする点で、自然的な要素から成る文化財というものの典型的、代表的なものとして位置づけられます。

それから、「環境」の観点ですけれども、遺跡や建造物などにかかわるものとして、ここでは富山県の越中五箇山の集落の事例をお示ししています。この集落は、写真からもよく窺われると思いますけれども、内外の自然環境、それから人間がかかわってつくってきた2次的な自然環境と密接な関係を有しております。少し極端に申し上げれば、これらを取り巻く自然環境とか2次的な自然環境、そういうものがなければ、文化財としての内容と価値も存立し得ない、そういう類のものだと言えます。これら越中五箇山の集落は、岐阜県の白川郷とともに世界文化遺産に登録されていますけれども、登録遺産の周辺の自然環境についても、自然公園のほか、地元の地方公共団体がつくった文化的景観の保存に関する条例、こういうものによって広く保護措置が講じられてい

て、いわば広大な自然地域を一体のものとした文化遺産ということになります。

そして最後に、5番目の「土地」の観点です。これは、「文化的景観」と類型される文化財に代表されるものです。自然環境と人の生活・生業、そして、その背景となる風土との関連性、その関連性そのものに着目した文化財の考え方です。

この文化的景観 (cultural landscape) のような考え方というのは、比較的新しく議論されてきたもので、日本の国内、それから国際的にも、この二、三十年余りの間に相当認識が高まってきた文化的資産です。世界においては、特に、世界遺産の分野において、1980年代から、その内容と価値について、活発に議論が行われてきました。日本でも2004年に文化財保護法の一部を改正して、文化的景観の保護制度が創設されました。法改正翌年の2005年以来、現在までに30件余りが重要文化的景観に選定されていて、ここに挙げているのは、そのうちの9つの事例です。この文化的景観については、その取組が始められたばかりの重要な主題として、当研究所においても、別に研究集会を開いて開催していますので、ここでは詳しく触れませんが、自然的文化財ということを検討する上では、極めて重要な唆を含んでいます。ここでは、特に世界遺産におけるその考え方について簡単にご説明しておきます。

最初にご留意していただきたいのは、日本の文化的景観の保護制度と、それから世界遺産における文化的景観、ここでは日本の制度上の文化的景観と区別をして、「カルチュラル・ランドスケープ (cultural landscape)」ということでお話ししたいと思います、その枠組みは同じではありません。

世界遺産におけるカルチュラル・ランドスケープは、世界遺産条約の履行上、1992年に導入された概念です。それに先立つ20年前、1972年の条約の採択以来、世界遺産の分野では、文化遺産と自然遺産、2つの枠組みについて、国際協力の枠組みの下に具体的な取組を重ねてきたものですが、このカルチュラル・ランドスケープという概念は、文化遺産の枠組みにおいて説明されています。お手元に「参考資料」を配付しておりますけれども、その一番後ろに世界遺産条約の適用上の文化遺産と自然遺産について、日本語と韓国語と一番下には英語の原文を載せておりますので、それをご参照いただければと思います。この世界遺産の分野では、カルチュラル・ランドスケープは「参考資料」にお示した条約第1条の「文化遺産」の定義にある「自然と人間の共同作品」(the combined works of nature and man)、そう

いうものを代表するものであって、このカルチュラル・ランドスケープという用語は、「人類と人類を取り巻く自然環境の間の相互作用のあらわれの多様性」であると、こういうふうの説明されています。

この世界遺産の分野では、このカルチュラル・ランドスケープは、大きく、3つの類型、そして2つ目の類型はさらに2つの小区分に分類されています。

例えば、第2類型の第2分類について、先ほどのスライドでいえば、「継続する景観」といっている類型ですが、その代表的な事例の1つは、これは純粋に文化的景観の事例として、はじめて、世界文化遺産に登録をされた「フィリピン・コルディレラの棚田」です。このような遺産こそが、1980年代以来、議論が重ねられてきたカルチュラル・ランドスケープの特質を示す重要な事例ということになります。

これ以外の類型については、日本においては、主として「記念物」の分野の守備範囲の中で大体カバーされていたものもありますが、中でも、それまでの体制では適切に対応できないものがあるというので、2004年の文化財保護法の改正によって、文化的景観の保護制度が創設されたわけです。

一方、日本にも、カルチュラル・ランドスケープとして登録されている世界文化遺産が2つございます。その

ひとつが、先ほどの棚田と同じ第2類型のもうひとつの方の第1分類、「残存する景観」の事例としてある「石見銀山遺跡とその文化的景観」です。これは、世界遺産において、カルチュラル・ランドスケープとして登録されていますけれども、その構成資産は、日本の文化財保護法下において、史跡と重要伝統的建造物群保存地区などから成っています。

この登録の重要な観点としては、日本を銀の島と呼ばせたほどの国内産銀の増産を導き、緩やかな変化を受容しつつも、土地利用のあり方を大きく変容させることなく存続した記念碑的鉱山、そういうものの総体が、回復した周辺の自然と調和した形として顕著な普遍的価値を有する、こういうふうにされています。

ここにお示しした図で、うぐいす色の部分が構成資産、いわゆる世界遺産に登録されている物件が含まれる地域、もしくはその区域そのものが構成資産 (property) ですが、水色の部分が、いわゆるバッファゾーン (buffer zone) と呼ばれる緩衝地帯です。先ほどの写真からもおわかりいただけますように、ほとんどが山林から成っています。すなわち、この遺産の構成からすれば、その要素は、自然的な諸要素が卓越しているわけですが、これは自然遺産ではなくて文化遺産として登録されているわけです。

この石見銀山については、一昨年の研究集会において、大田市の中田さんからご報告いただいておりますので、その報告書を受付に置いておりますので、必要な方はご記名の上、ご持参いただければと思います。

それから、もうひとつ、第3類型の事例として、「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録されています。これは、自然に対する信仰を基盤とする文化遺産で、日本の文化財保護法下では、史跡・名勝・天然記念物、それから文化財建造物、そういうものから構成されています。石見銀山の場合と同様に、というか、石見銀山以上に、広域の範囲が1つの世界文化遺産として登録されていますけれども、地域の構成としては、自然的な諸要素が極めて卓越しているわけです。

このように、人間との関わりにおいて、自然を文化的な資産として把握する枠組みは、この二、三十年で国際的にも国内的にもかなり共有されてきています。

国際的には、特に「生物多様性 (Biodiversity)」と、こういったいろいろな文化のあらわれである「文化多様性 (Cultural Diversity)」、それらが相互に密接な関連の下に存在しているということが、最近、特に強く認識されています。この点は、前回の研究集会の報告書で私の書いた文章の中にも少し包括的な事項に触れましたの

世界遺産における〈Cultural Landscape〉

◆ 条約の履行上、〈Cultural Landscape〉の概念は、第16回世界遺産委員会(1992)で導入された。

〈Cultural Landscape〉は、文化的資産であって、条約第1条に示された文化遺産の定義のうち、「自然と人間の共同作品」を代表するものであり、〈Cultural Landscape〉の用語は、**「人類と人類を取り巻く自然環境の間の相互作用の現れの多様性」**を表現する。

人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。

「世界遺産条約履行のための作業指針」の添付資料に示された〈Cultural Landscape〉

cf. Guidelines on the Inscription of Specific Type of Properties on the World Heritage List

1. *landscape designed and created intentionally by man*
人間の設計意図の下に創造された景観で、庭園や公園など。
2. *organically evolved landscape*
有機的に進化してきた景観。2つのサブカテゴリーに分類される。
 - (i) *a relict (or fossil) landscape*
残存している (又は化石化した) 景観
 - (ii) *a continuing landscape*
継続している景観
3. *associative cultural landscape*
自然的要素の強力な宗教的、芸術的又は文化的な関連性によって定義される景観。

で、ご参照いただければと思います。

しかし、こういった考え方は、まったく新しい着想であるかという、そういうわけでもないというのが、私のいろいろ調べたりしてきた感触です。

では、それらの着想がどこにあるかという、日本の場合は、それは1919年に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法、そういうものの発想の基盤に通じていると考えられます。

ここで、それについて詳しく述べる余裕はございませんけれども、いまの文化財保護法で「記念物」と総称されている文化財のことです。それは、有形、無形の「自然の営為」と「人間の行為」の総合によって成り立ってきた国土の特徴と歴史をどのように把握し、理解するのか、そういうことに着目する文化的資産の捉え方であるとする事ができるかと考えます。

先ほどの越中五箇山の集落や石見銀山、それから寺社の境内地の樹叢、こういうものを含めて考えれば、名勝や天然記念物に限らず、もともと記念物の概念一般に、自然的要素が含まれるのは、着想の重要な根本を成すこととすることができます。

しかし、特にこの半世紀余りにおいて、自然保護や公害の関係に対する環境保全、そういう問題が社会的にもかなり大きく、強く意識されてくる中で、そのような自然的な対象が「文化財」であるというふうに取り扱われることの違和感が世の中に定着してきたのではないかと思います。

一方、最近の動向で、特に注目されることがあります。それは、自然と人との関係において、近年特に注目をされて、国内的もこの二、三年のうちに相当普及してまいりましたけれども、「ジオパーク」でありますとか、「世界農業遺産」というようなものがあります。こういうものは、大地そのものとか、大地からの恩恵あるいは制約の中で、長く営まれてきた人々の暮らしに着目するものです。

それらを構成する要素にも、名勝や天然記念物など、文化財保護法によって指定されているものが、不可欠の要素として組み込まれています。特に、こういうことに関連したことにつきましては、あす、松井さんや竹之内さんからご報告いただきます。

それから、さらに、日本と同様の文化財保護制度の枠組みを有する韓国において、(法律の名前も同じ「文化財保護法」になりますが、)このような文化財と自然との関係について、この10年余り活発に議論をされてきました。2006年に、国立文化財研究所に自然文化財研究室が設置されて、特に名勝については、韓国、中国、



日本とに通じる重要なテーマとして検討が重ねられてきました。この「自然文化財研究室」というのは、奈文研でいうところの文化遺産部のような、「部」レベルの部局になります。

2009年と2011年には、名勝について、韓中日で重要な会合が行われました。このことに関連しては、本日最後の講演で李先生から講演いただきますし、また韓国の天然記念物の新しい取組の「村の森」について、あす、張先生からお話をいただきます。

それから、日本の天然記念物の保護の取組についても、この十数年来、いろいろな新しい取組が重ねられてきています。そのことを踏まえて、いま、日本の天然記念物が目指す方向性などに関する事を、文化庁記念物課天然記念物部門の桂主任文化財調査官にご講演いただきます。

そういったことを踏まえつつ、この研究集会では、日本と韓国、双方から自然的文化財のマネジメントについて、自然の文化性でありますとか、地域の自然と歴史、それから現在と将来における人と自然との関係、いろいろな観点を深めて、今後の理解と行動の方向性などを、検討できればと思っております。

その根本となる「文化財と自然」ということについて、この研究集会では、文化審議会の文化財分科会第三専門調査会名勝委員会の前の委員長でいらっしゃいました亀山章先生に基調講演をお願いいたしました。

こういうテーマについて、日韓国際研究集会のようなかたちで、日本において開催されるのはおそらく初めてですので、情報の共有と活発なご議論をいただけると思っております。

また、ご参加いただいた皆さまそれぞれに有意義なものとなりますよう、質問票をお配りしておりますので、会場からも積極的なご質問などお寄せいただけますよう、よろしく願いいたします。(拍手)

(2) 講演・報告概要 (平成24年2月17日)

【青木】 昨日・今日と、6つのご講演・ご報告をいただきましたので、午後の討論のため、ここで私から要点を申し上げたく存じます。その後、お昼休みをとっていただくことといたします。

まず、昨日におきましては、亀山章先生、桂雄三先生、それから韓国の李偉樹先生、3名の先生方にご講演いただきました。

基調講演として、亀山先生に、自然的文化財の特徴についてご講演いただきました。

自然的文化財の多義性、それから歴史的背景についてお話をいただきました。その後、文化財の総合的把握ということに関連して、自然的文化財に限らず、文化財というものはそもそも地域性を持つものであって、それらを時間と空間の両面から総合的に把握して保存、活用していくことが大切であるというお話をいただきました。

次に、桂先生からは、文化財が示す地域のあり方ということで、ご講演いただきました。地質がご専門ということで、日本列島の成り立ちから自然、地域といったことに触れられ、自然と文化、文化財、それから地域と文化財、こういったものが非常に深いかかわりを持っているということについてお話をいただきました。後半部分では災害の記憶を伝える文化財ということで、それはハードの面だけではなくて、ハードにソフトの面を加えて総合的に災害の記憶を伝えていく必要があるというお話をいただきました。

続きまして、李先生からは、最初に、韓国における自然文化財に関する制度の変遷をご紹介いただきました。そして、韓国の自然文化財の種類、指定基準などをご説明いただいた上で、現在、韓国の自然文化財が直面している課題、問題点とそれに対する解消方法、対策、そして今後の目標などについて、ご講演いただきました。韓国にも地域に根差した文化財が、地域の住民の方々にとってプラスになるような文化財の活用ということは非常に重要であるということで、これは韓国だけではなく、日本と共通するところであるかと思われます。

本日は、事例報告として、豊岡市の松井敬代様、韓国の張美娥様、糸魚川市の竹之内耕様、3名の方に具体的事例を中心にご報告いただきました。

最初に松井様から、豊岡市の取組として、コウノトリを中心とした自然環境と文化環境の保存、再生、創造ということでご報告いただきました。

また、オオサンショウウオや玄武洞に関する取組についてもご説明いただきました。自然遺産と文化遺産というテーマはそれぞれ深く結びついているということ、そして、生活と結びついた文化財の活用ということについて、お話しいただきました。

次に張様からは、韓国の「村の森」についての事例をご報告いただきました。

韓国の「村の森」は天然記念物として新しい取組であること、その実際の管理や活用の状況についてご紹介いただきました。活用の状況としては、民俗信仰などの伝統的な活用、それから教育行事などへの現代的な活用ということで、それぞれ事例を挙げて説明していただきました。そして、現在の「村の森」に、住民がどのように関わっているのか、また、どう取り組んでいるのか、ということで、その保護・保存・活用と地域住民の取組のことについて、お話しいただきました。

そして、ただいま、竹之内様からは、糸魚川のジオパークを事例として、自然的文化財の保護と活用についてお話をいただきました。

フォッサマグナや糸魚川が、東西日本の接点であり、日本列島の成り立ちを実際に目で見て感じる場所ということで、そういった特徴を持つ糸魚川のジオパーク、これをどう地域振興に役立てていくかということで、ジオパークと地域や地元特産品を結びつけたさまざまな取組、ジオパークを活用した地域振興といったことについて、お話しいただきました。

昨日・本日も、ご講演・ご報告いただきました概要は以上のおりでございます。

この後、総合討論は午後2時からの予定で、ご講演・ご報告頂きました先生方には総合討論のための事前打合せをしていただく関係もありまして、お昼の休憩を長めにとってございますので、こちらの資料館のほうなど、ご覧いただければ幸いと存じます。それでは、午後は2時開始ということでお願いしたいと思います。



(3) 総合討論（平成24年2月17日）

【平澤】 少し長いお昼休みを設定いたしましたので、その間、討論に先立って、会場からいただきました質問票をもとに、パネリストの皆さんと事前に打ち合わせをさせていただきました。そのことを踏まえて、これから議論を組み立てていきたいと考えております。

■本討論の進め方と冒頭所感

【平澤】 まず、この討論の進め方について、ひとつお願いを申し上げておきたいと思います。いただいたご質問について、ひと通りこちらで読み上げますが、質問いただいた方には、少しコメントというか、補足などしていただければと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。質問票は、全部で6ついただいております。

この質問票に基づく討論の前に、まず、「自然的文化財」ということについて——この「自然的文化財」というのは今回の研究集会の企画に際して採用した造語で、こういう表現を今後どう取り扱っていくのかというのは、また別の問題ですが——講演・報告していただいた先生方から、今回の研究集会の所感というようなことを含めて、コメントをいただければと思います。そうしましたら、亀山先生からお願いできますでしょうか。

【亀山】 韓国の自然的文化財について、私はほとんど知りませんでしたので、知ることができたことが私自身にとってはとてもよかったと思います。皆さんも、そういうことを感じられたかと思います。

基本的には、非常によく似ているというか、同じような問題を抱えているということもわかりました。ただし、少し違うと思いましたが、私の話のときにも言いましたけれども、日本の場合は、いろいろな制度が重なって使われているということがよくありますので、文化財と国立公園が重なっているのが結構あるのですけれども、韓国は、重ならないようになさろうとするという



ところに若干違いがあって、それは、たぶん、より厳密にやろうとすると重ならないほうがよいという考え方もあるのかな、という制度のあり方についての違いというのが、私には興味深いですかね。

【平澤】 ありがとうございます。続けて竹之内さんまで、一言ずついただいたあと、いまの亀山先生のお話はいかがですか、李先生からコメントをいただきますか。制度的な措置を重ねて取り組むのか、重ねないのかというところについては、李先生からでよろしいでしょうか。では、また、それは最後をお願いいたします。

それでは、続けて、桂さんから、ひと通り、竹之内さんまで、総括的な感想のようなことでも結構ですので、よろしくお願いします。

【桂】 いまの亀山先生の質問の答えは、私も知りたいところではありますが、それはさておき、私は独善的な人間で、あまり人の話を聞いていないところがあるので、いま困ったなと思っていて、ここで再度、私の主張を述べることのでかせさせていただきたいと思います。

だいたい、この「自然的文化財」などという変な言葉を平澤さんがつくったこと自体、私はあまり気に食わないんです。「文化財」に自然も文化もありはしない。はなから「文化財」って言っているじゃないかというのが、私の前提としてあります。だから、そもそも自然と文化





なんて、いったい、いつのころからか、どこのだれがそんな区分けをしたのか分かりませんが、そんな区分けは無しにしましょう、というのを改めて申し上げて、最初の言葉とさせていただきたいと思います。

【平澤】では、李先生、よろしくお願ひいたします。逐次通訳で、お願ひします。

【李】今回、この研究集会では「自然的文化財」という用語が使われていて、そして、韓国では「自然文化財」という言葉が使われています。我々にとっても、このような「自然文化財」という言葉が一般化されているわけではなく、どちらかというところ「自然遺産」という言葉が一般化されていると言えるでしょう。

しかし、その「自然文化財」という言葉は、無理矢理といいますか、いわば、窮地にあつてつくり出した言葉ということが出来ます。ですから、いま議論の対象としている名勝や天然記念物をまとめて呼ぶ場合には、どちらかというところ「自然遺産」という用語が相応しいのではないかとお願ひしています。

「文化財」(Cultural Property)という用語は、国際的には、1970年の「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」のときに使われ始めたものだと思います。その次に、1972年の世界遺産条約において、そのPropertyという用語に代わって、Heritageという用語が採用されました。そのときに初めて「遺産」(Heritage)という用語が一般化されたわけですが、その「遺産」という言葉が世界的に通用するようになって以降、「Property」という言葉がだんだん使われなくなるんですね。韓国では、いま、このような国際的な趨勢に合わせて、国内の「文化財」ということを「国家遺産」という用語で表現するようになっていきます。

各省庁において重複して指定などがあるというお話がありました。それに対する質問への答えは後ほど申し上げることにいたします。



【平澤】ありがとうございます。つぎに、張さん、お願ひいたします。

【張】いま、この研究集会のテーマが「自然的文化財」ということですが、これに対応することとして、韓国では「自然文化財」という用語を使っています。でも、私は、最初、とても変な用語だなと思ったわけですが、先ほどお話ししたような研究に取り組むようになりました。政策的なことについてはあまり深く考えずに、こういう用語もあるのかなというくらいに思っていました。

しかし、いまでは、「自然文化財」とはどういうことかということをしつかりと考えるてはいけないというふうに、この研究集会でも取り扱っているわけですが。私は、「村の森」の研究を通じまして、「自然的文化財」が、人と自然が非常に密接な関係にあるということ、自然が私たちの文化に優先して存在しているということ、非常に強く感じるようになりました。その「村の森」という森を維持するためには、自然環境や生態系の維持というものが優先されるわけで、自然を優先視してもおかしくないのだということ、私はこの「村の森」の研究などを通じて知るようになったのです。

【平澤】ありがとうございます。松井さん、お願ひいたします。

【松井】豊岡市では、今回ご紹介した特別天然記念物のコウノトリとオオサンショウウオ、そして天然記念物の玄武洞などがジオパークの素材として取り扱われ、また、市の戦略、地域活性化の材料として使われてきたということが、既に先行してありました。

文化財の立場では、それらをきちんと性格づけをするという立場で仕事をしています。

一般の人にとっては、こういった天然記念物や名勝などは、そういう分野を分けて考えるのではなく、おもしろいもの、興味のあるもの、楽しいものということで注目するわけです。言い換えると、人々はそういう自分の身の回りにある自然や文化を学び親しみ、そして、楽し



むという手段をとっているわけで、その手助けや、市民が活用しやすいように行政が手助けするというかたちで、豊岡市の場合は、どちらかという、あとから教育委員会が意義付けしていくという感じだと思います。でもこれは、ほかの市町村などでもそういう方向になっていくだろうという感想を持ちました。今回、私をここに呼んでいただいたのは、こと、そういったものに乗っかって楽しんでいるまちが、どのようにやっているのかということを発表するためなのだろうと思います。ですから、「自然的文化財」という言葉には、身近に存在しているものが含まれていると思いますし、天然記念物や名勝などは、まず見て、学んで、それに親しんで、活用していくということが大事なんじゃないかなと思います。

【平澤】 ありがとうございます。竹之内さん、お願いいたします。

【竹之内】 私は文化振興課の職員なのですが、あまり文化財について深く考えることはなくて、少しお恥ずかしいところですが、きのう、きょうといろいろ勉強させていただくことができて、大変有意義でした。若干の感想ということで、コメントいたします。

まず、「文化財」には、単独の価値というのは必ずありますよね。動物、植物、地質鉱物とかですね。そうした単独の価値はあるのですが、その相互関係の中での価値というのも、確実にあると思うんです。私は、そういうものが重要だなと思っています。

まさに、ジオパークは、そういった考えでもありますので。ただ、では、実際どうやってそれらを評価していくのか、ということも少し気になっていて、文化財の場合は、文化財保護審議委員の方々がいろいろ評価していただいていますけれども、糸魚川市の場合、いまの審議委員の構成を考えると、そういう限られた分野の専門家の方々はたくさんいるわけですが、では、そういう相互関係の中に見出される価値、言い換えれば、学際的な価値というもののはどのように認めるのかということになると、専門家を増やすよりは、そういう相互論的な価値の



発想を持った審議委員を増やしていかなくてはいけないのかなといったことを感じた次第です。

【平澤】 ありがとうございます。

1つ、私も補足をしたいと思いますが、桂さんがおっしゃったみたいに私もこのタイトルには相当違和感を持っています。私は、例えば指定された史跡、名勝、天然記念物に代表される「記念物」というのは、文化財ということの中で、桂さんがおっしゃるような自然的なものも文化的なものも全部含めて一体的に考えるべきだという点で、桂さんと立場を同じくしていることを一応ここでお断りしたいと思います。

ただ、冒頭の趣旨説明のときにもお話いたしました。が、一般に「文化財」というと、人工的につくられたものを中心としたイメージがあるようですから、今回、この研究集会を開催するに当たって、文化財における自然的な側面、その自然的な要素に重点を置いて検討すること。これを表題に表そうと考えた時に、韓国の国立文化財研究所においては「自然文化財研究室」（※この場合の「室」は、日本において「部」のイメージに近い。）という部局があるということでしたので、「文化財」に「自然」という言葉を付したほうが、ご参加いただく皆さまには、誤解無くお伝えできるかと思ったところで、「自然的文化財」とさせていただいた次第であります。もっとも、先ほどの李先生や張さんからのお話では、韓国においても実際には違和感があるとのことでしたし、私のほうで、これを英語で表現することを考えた場合、Natural Heritage as Cultural Propertiesとしてみて、果たして、これはどういった印象を受けるのかという気もしています。

それから、いま、李先生がおっしゃった「文化財」の言葉の定義の関係で条約を取り上げられたことに関連して、昨年の研究集会報告書の76ページと77ページにわたってお示ししてありますけれども、先生のおっしゃった条約に先んじて1964年に関連する勧告（「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に



関する韓国])をユネスコが出していて、また、1968年の勧告(「公的又は私的の工事によって危険に晒される文化財の保存に関する勧告」)などにおいて、それぞれの勧告の目的上、「文化財」(cultural property)ということ定義しています。さらに、世界遺産条約の対象とする遺産についてはお配りした参考資料の一番後ろに載っているように、それぞれ勧告なり条約の目的に応じて、これまで何回となく議論されて、整理されてきたというのがあります。

ご参考までに補足いたしました。

さて、最初に亀山先生がおっしゃいましたように、日本では例えば、国立公園と天然記念物や名勝が重複して指定されていたりとか、同じ文化財の中でも重要文化財と名勝が重なっていたりとか、いろいろなケースが普通にあるわけですね。

韓国では、その辺について、どういった考え方でいらっしゃるのかをまず、改めて教えていただければと思います。李先生、よろしくお願ひします。

【李】 韓国での実情からすると、できるならば避けるほうがよいと考えております。しかしながら、私の説明は若干言葉が足りなかったようにも思いますので、補足いたします。

重複ということに関して、特に避けるようにしているのは、例えば、絶滅危惧種、すなわち、野生動植物に限る内容となっています。実際に、国立公園の指定を受けている区域の中にも、自然文化財として、天然記念物や名勝が同じように指定されているものもあります。日本でも一元化すべきという論議があったと聞いておりますけれども、韓国においては、やはり国立公園の中の一部、その内容は文化財庁が管轄するべきではないかという論議もあります。また、重ねて申し上げますけれども、史

跡や名勝、天然記念物に関して、多くがこの国立公園に含まれています。ですので、先ほど申したように野生動物植物、絶滅危惧種にのみ限り重複を避ける傾向にあるということ申し上げます。

さらに、環境部——日本でいう環境省ですけれども——と文化財庁とが連携をとっている事例もあります。国立公園内で文化財管理を文化財庁が担当する協定を結ぶような事例もありますし、国立公園内は環境部が所管するわけですが、経費的な支援を文化財庁に対して要請をするような事例もあります。このような事項については、現在、文化財庁でも検討を進めているところです。

【平澤】 ありがとうございます。

■「自然的文化財」の把握と評価

【平澤】 ひとり通り先生方からコメントをいただきましたので、ここからは、質問票に沿って議論を進めたいと思います。

ご質問いただいたことについては、4つの枠組みで議論していきたいと思ひます。

最初は、「自然的文化財」の「把握と評価」ということ、つぎに「調査研究と保護対策」、それから、「活用」の関係、そして、「管理、運営等の体制」について、という4つの柱の下に、これから議論を進めてまいりたいと思ひます。

まず、1つ目の質問ですけれども、長野県教育委員会の遠藤さんからいただいています。質問を読み上げますと、「今回のご趣旨もそれぞれのご講演も興味深く受け止めました。その上で少し名勝的な文化財に寄せて質問します。自然的要素の強い名勝候補の掘り起こしなどでは、しばしば『名勝(景観)は難しい』という声が市町村の担当者からも寄せられています。このようなときに

『文化財のストーリー』の考え方でアドバイスしても、もう1つ反応が鈍い場合が多く見られます」ということです。これに、「(現場で一緒にやっているともう少しこの部分は改善できるのではないか)」という括弧書きがついています。

そして、「これは、事象の関係性におもしろさがある天然記念物や文化的景観に比べて、名所や霊場の景観では因果関係などをデータで示しにくいことなどが原因かと考えます。そこで、『自然景観の中の文化財』や『文化財としての自然景観(景観の認知)』の見出し方や切り取り方について、もう少しご示唆をお願いします」ということです。

長野県の遠藤さんは、補足で何かございますか。いらっしゃいますよね。このご質問に関して何か補足をいただけますか。

【遠藤】 先生方、大変興味深いお話をいただきましてまことにありがとうございます。まさかこんなコメントなどという返し技があると思いませんでしたので、いまここで、逆に質問票に書かせていただいたことに関連して、最近経験した事例を簡単にお話ししてアドバイスをいただければ助かります。

亀山先生のご講演の前半の方にありましたように、長野県は非常に山岳景観が豊かなところです。非常に切り立った山が多いのですが、長野県の真ん中あたりにおまんじゅうを真っ二つに切ったような、少し変わった「ひじりやま聖山」という山がございまして、その断面が南に向いているとお話を聞いていただきたいのですが、この山のふもとに福満寺というお寺さんがありまして、そこには2件5軀に及ぶ平安期の重要文化財の仏像があります。指定されているのは実はそれだけなのですが、この福満寺さん、よく見ますと参道が正面に数百メートル、それから、背後の山の中にも同じぐらい一直線に上っているようでして、その背後の山の中には、どうもお寺の遺構があるようです。「ようす」というのは、私はまだ現地を踏んでないので、この雪が解けたら行こうと思っておりますが、そういうところでして、どうもこの直線の参道の周辺の地番や地名を見ると、相当な、「宗教都市」といってもいいものが埋もれていたようなところがございまして。

その名勝の調査というのをやっている中で、当該の「麻績村」というところなのですが、村の方があれどうしようという感じでご質問されたものですから、いまのような要素がいろいろあるのではという話をしまして、面白いじゃないですかという話をしましたら、確かにそうですねとは言ってくださいだったので、はたと自



分で気がついたのは、そういうお話をしていく中で、自分自身が「聖山」という景観そのものについてきちんと具体的に語れていないなと思って、特に芸術上、観賞上の価値という意味の主観的な景観の部分なのですが、そういうところをうまく語れていないなと自分で気がつきまして、そこに含まれる文化財群だけではなくて、自然景観というものをもう少し上手く分析的に提示できないのかなということに迷っております。

【平澤】 わかりました。これは、いわば文化財をどのように把握するか、理解するかというお話ですけれども、亀山先生、その辺はいかがでしょうか。

【亀山】 いまのような話が最近だんだん多くなってきて、いままでは自然の文化財というのは、見てわかるものが多かったですね。視認性があって、しかも、見るとただで感動するようなものが多かったのですが、最近はそうでもなくて、いまおっしゃられたようなものが大事なものとして見られるようになってきているなというのは感じています。そういうときに、やはり、要は、歴史的な背景だったり、自然的な背景だったりするのですが、その「背景」がわかると初めてそのものの持っている価値がわかるような、最近、そういうものと結構いろいろところで出会うことがあります。これは、やはり、そのことをきちんと皆さんにわかってもらおうと、ものすごくよいものだということが理解されるわけですから、そこはとても大事なことになっているという気がしています。

少し話が違うかも知れませんが、私の友人が動物園の飼育課長であったときに、その飼育課長と動物園をまわらせてもらって、ものすごくおもしろかったんですね。というのは、飼育をしている人が動物の話をしてくれると、動物の1つ1つの行動の意味がみんなわかるんです。だから、動物園がものすごくおもしろいのです。普通に動物園に行くと、私なんかはそういうことが大してわかんないのですよね。シロクマがいたということはわ



かるのですけれども、それ以上の意味が全然わからないのです。でも、動物の行動というのは1つ1つすべてに意味があって、そこをちゃんと教えてくれる人とまわると、とてもおもしろいのですね。要は、そういう対象に対して、しっかりそれを見て、紐解いてくれるような人がいたり、ものがあつたりすれば、ものの見え方が随分違ってくると思うのです。やはり、これからの時代は、そこるところに力を入れて取り組んでいくことが大切だと思っております。あまり答えにはなっていないのですけれども……。

【平澤】 ありがとうございます。いまの先生のお話からすると、まず遠藤さんなり、ほかの誰かなりが、いわゆる「インタープリター」の1人になって、そこにある遺産の内容や魅力を紐解いて、村の人々に伝えていくというのが大事なのかなと思えました。

いまの件に関して、どなたか追加してコメントございますか。

では、桂さん、お願いします。

【桂】 「ものの見方」がだんだんグレードアップしてきたことのあることによって生じてきた悩みみたいなので、私はとてもうれしい質問と感じました。そして、そういうことに悩むこと自体が、いままでの文化財の見方とか保存の仕方よりもワンランク上がることを示唆してくれているようで、とてもうれしいなという感想を持ちました。

【平澤】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。いまの遠藤さんからのご質問からは、文化財をどういうふうにするかを理解して、それを伝えるかということの視点の重要性に関することについてコメントいただきました。

つぎに、どうやって把握して、どういうふうにするかという1つ目の柱と2つ目の柱にまたがったようなご質問を、こんどは、富山県の魚津市教育委員会の高山さんからいただいています。



高山さんからの質問には大きく2つの柱がありますので、1つずつ読み上げたいと思います。

まず1つめは、「生物多様性の立場からレッドデータブックに掲載する種の選定にかかわっているが、生息地を公表すると採集される危険性が高く、非公表のものも多い。天然記念物指定で保護することもできると思うが、あまり種が増えることも問題かと思う。レッドデータブックの種から天然記念物に指定する際に何を重要視すればよいのか教えてほしい」ということです。

それから、もう1つは、「魚津市ではジオパーク認定でまちおこしができないかとの動きがある。これから地域の資源の洗い出しからはじめる予定であるが、豊岡市や糸魚川市においては、申請にあたってまず何から着手したかについて教えてほしい」とのことです。

レッドデータブックの関係については、亀山先生と桂さんと、それから松井さんと李先生からコメントをいただければと思います。どうしますか、桂さんからですか。亀山先生からでしょうか。それでは、桂さんから。

【桂】 「絶滅危惧種」というのは、環境省さんの目玉となる所管事項のひとつで、いわゆる「レッドデータブック」に掲載された野生生物種のことをいいます。この枠組みにおいて、要件が整ったものについては、「種の保存法」[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律；平成4年(1992)6月5日法律第75号]の下に措置が講じられる仕組みがあります。環境省(2001-)、環境庁(1971-2001)が設置される以前は、そういったことも天然記念物が背負っていたということです。

このようなことは、韓国でも同じような状況だったと思います。時代や社会の変遷の中で、天然記念物はそういった性格も帯びていった事実があります。ご指摘のように、天然記念物に指定されると、何か却って世に知られてしまっていて、その生息が危うくなるのではないかとのご心配の声も、伝統的によく聞かれてきた声です。これに対して、天然記念物が取り組むスタンスとし



ては、この節、情報については非常に汎濫していますから、天然記念物に指定しようがしまいが、絶滅の危機に瀕した野生生物を採取しようとする人にとっては、そういう情報にアクセスするのは容易なこととなっているので、むしろ指定することによって、その保護の重要性を明らかにして、監視の目を強めるという効果のほうに期待しようという方向に切りかえております。

【平澤】 ありがとうございます。

ここで、魚津市の高山さんに一言、ご質問の補足をいただきたいと思います。高山さんから、2つの柱の質問、両方について、よろしく願います。

【高山】 まず、前段の絶滅危惧種の話ですが、ちょうど10年前に、富山県においてはレッドリストを一度作成しております。しかし、そのレッドリストを参照して絶滅危惧種の生息地として確認されていた場所に行きますと、この10年間にかなり状況が変わっているという実態があるので、現状に合わせていま改訂を行っているところです。確かに、いま、桂先生からのお話にありましたように、公表することによって、ある程度の保護がかけられるということなど、いろいろあるかと思えます。ただ、その点では、私どもの仲間の中では、蝶を専門とする人たちが乱獲にあって一番よく失敗をしているところです。私の専門の軟体動物は、比較的保護されていますが、それ以外のものは、どちらかというと、ちょっとなおざりにされているなど感じています。

いま少し気になっている種があります。シジミです。シジミは食文化のほうにとっても関わりの深い種ですが、外来種のシジミとの交雑が起り、在来のシジミがいなくなってきました。シジミのレベルのものを天然記念物に指定するというのもなかなか難しいと思いますので、レッドリストとして選定する私どもの仕事かなと思っています。公開ということも含めて、絶滅の危機にある、しかし、あまりにも一般的な種というものをどういうふうに扱っていけばよいのかを、自然的文化財とい

う視点からどう考えられるのかと思って、1つご質問させていただいたわけです。

それともう1つ、第2点目のジオパークに関しましては、以前、竹之内さんに一度お伺いして聞いたこともありますが、魚津市議会の中でジオパークというものを持っていたらどうかという質問がございました。議会ですとあまり不義もできませんから、いろいろと考えているところです。その中で、ジオパークの認定に向けて、どういう取り掛かりをすればいいかというのが、分からなかったものですから、この機会に教えていただければと思いました。

【平澤】 わかりました。それでは、1つ目について、続いて、亀山先生のほうから、コメントをお願いします。

【亀山】 私もレッドデータブックに載るような種というのは、あまり文化財に馴染まないという感じはしますね。そこは、あっさり切り分けたほうがよいのではないかという気はしております。1つには、やはり、「文化財」というのは人とかかわりで常に考えるべきだろうと思うので、ほんとうにだれも見ることがないものや、山の中にポツンとあるものが、果たして文化財なのかと考えたときに、あまり人との関係で文化財として論じにくいものですから、それはもう環境行政などの範囲ではないかと思っております。

最近、私は、長野県の長野市で「大切にしたい長野市の自然」というのを、ミレニアム事業というので10年前からやってきたのですけれども、これは、絶滅危惧ではなくて、でも、比較的少なくなってきており、みんなが大事だと思うような動物、植物をリストアップして、それを大事にしようとしています。それから、場所に関しても、この場所は大事なものがいっぱいあるから大事にしようというような考え方でやっています。それは文化財として意識しているわけではないのですけれども、むしろ、ほんとうに絶滅危惧というようなものではなくて、もうワンランク下のものでもいま大事にしなければならないものがたくさんある、そんなふう思っております。

【平澤】 ありがとうございます。

松井さんのほうからはいかがでしょうか。

【松井】 豊岡市には、絶滅危惧種に指定されているアベサンショウウオの生息保護区があります。これは、高い山の上にあるのですが、その契機になったのは、名勝「旧大岡寺庭園」の整備中にアベサンショウウオが発見されたことでした。整備事業を実施するに当たって、その地域の調査をして、その指定区域を含んだ広い範囲にアベサンショウウオがいるということが分かりました。全国には、アベサンショウウオの保護区が2カ所あります



が、そのうちの1カ所として、去年、京丹後市にもう1カ所指定されました。そこは絶滅危惧種の生息保護区と名勝庭園の保護とが重複しています。

アベサンショウウオについては、天然記念物には指定されておられません。人里離れた山の上にあるということもありますし、保護の立場からいうと旧大岡寺庭園の見回りでなんとかカバーできるのではないかと、また、旧大岡寺庭園の案内看板にはアベサンショウウオの生息保護区であるということは明示していませんし、アベサンショウウオ自体は全長12センチメートルくらいの小さな小型のサンショウウオで、ふだんは落ち葉の下のように棲んでいますので、なかなか素人では見つけにくいということがあります。困っているのはイノシシによる被害です。イノシシがその一帯を荒らし回っていて、もしかするとアベサンショウウオも食べられているのではないかとこの危惧も持っています。電気柵を仕掛けていますが、なかなか広大な範囲ですので、悩みの種のひとつです。そういうことからして、文化財の範疇とは分けて考えて管理しています。

【平澤】 ありがとうございます。

そういたしましたら、韓国のレッドデータブックに掲載の野生生物種と文化財の関係について、李先生からお願いいたします。

【李】 レッドデータブックについては、韓国においても、動植物に関しては環境部（※日本における環境省に相当する政府組織）が担当しております。これに関しては、文化財とは全く関連がないというふうになっておりますし、私個人から考えますと、このレッドデータブックに登録されるものがなければいほど環境的にはよいのではないかと考えています。そして、この天然記念物指定とレッドデータブックへの登載、いわゆる絶滅危惧種の指定はまったく別物であるという考えであります。

この絶滅危惧種というのは、数によって判断をするわけですが、絶滅に瀕しているのかいないのかというのが判



断の基準になるわけですが、天然記念物に関しては、人間に対して文化的感動を与えるのか、もしくは、その生物学的な感動を与えるのかというのが指定の尺度にもなります。ですので、文化財庁の立場としては、絶滅危惧種と天然記念物とは重複することはないという考えの立場にあるわけです。また、絶滅危惧種については、例えば、数が増えればレッドデータブックから解除の対象となりますけれども、その絶滅危惧という観点から解除になったとしても、文化財庁における天然記念物は判断の基準が違いますので、解除する対象にならないわけです。

以前、この動植物に関する指定については、文化財の指定をしながら絶滅危惧種としても指定するという重複した状況もありましたけれども、現状としては、できるならば文化財の価値があるものは指定するけれども、絶滅危惧種であるといった尺度をもって指定するといった傾向にはないわけです。

【平澤】 よろしいですか。ありがとうございました。

どうぞ、桂さん、お願いします。

【桂】 日本の天然記念物も全く同じスタンスです。ですから、数の多い少ないは、文化財としての天然記念物の評価軸にはないということです。多かろうが少なかろうが文化財として価値を見出せば指定をする、それだけのことであって、絶滅危惧とは別の観点というスタンスでいきたいと思っています。そういう意味では李さんと全く同感です。

【平澤】 ありがとうございます。絶滅危惧種のことについては、これくらいにさせていただきます。

2つ目のジオパークの件に関しては、李先生も非常に関心を持たれていらして、先ほどの事前打合せでのご質問をもう1度していただいて、竹之内さんからコメントいただき、そして、山陰海岸ジオパークにおける豊岡の関わりについて松井さんにもしていただくことで、お願いしたいと思います。

李先生お願いします。

【李】 現在、韓国においてもジオパークということが話題となっています。大変さまざまな場所で論議されています。そういった状況にあるわけですが、本日伺いましたジオパークに関してですが、ジオパークの運営組織というのはどういったものなのか、また、その組織、日本ジオパーク、もしくは世界ジオパークの認定を受けるにあたって、どのような申請を行い、認定に至るのかといったことを教えていただければと思います。

【平澤】 そういたしましたら、竹之内さんから、まず「ジオパーク」の概説というか、補足をお願いします。

【竹之内】 ジオパークにおいて、どこが主体かということで、よろしかったですね。

【平澤】 そうですね。認定されるまでの道のりというか、そういう内容も含めて、補足していただければと思います。

【竹之内】 糸魚川ジオパークの場合は、1市でやっているジオパークです。どこが主体かというのは、「糸魚川ジオパーク協議会」というのがあります。それがジオパークを代表する組織になっています。

その協議会には、いろいろな組織が参加しています。まず、糸魚川市の行政、それから、商工会議所とか、農協（農業協同組合）とか漁協（漁業協同組合）とか、あと学校とか地域の代表とか、あるいは県とかですね。そういういろいろな組織が参加して、運営組織としての「ジオパーク協議会」を構成しております。そこで、総会を開いて年間の方針、予算などを含めて決定しているということになっております。

これが、1点目でよろしいですか。

【平澤】 はい。つぎに、2点目については、高山さんからのご質問も含めて、糸魚川市においてジオパークの取組を進めて行く上で、何から着手されたのかとか、その流れとか、そういうことをお願いいたします。

【竹之内】 高山さんの質問に関しては、先ほどの私の報告の中でお話しした「ジオパークの3要素」ということをよく把握することが重要だと言えます。



まず、「大地の要素」というのが一番大事なんです。地形とか地質の要素が無いと、従来の自然公園や歴史公園と変わらないので、「大地」をしっかり位置づけて、それと上部構造、動植物とか、歴史・伝統・文化のかかわりを示すという、それが「ジオパーク」なので、とりあえず魚津市さんとしては、いわゆる狭義の地形・地質のデータを検証して、どういう意味があるのか、例えば、地元の大学、富山大学さんとか一緒に検討して、こういった「大地」の特徴があるのかを、まず明らかにすること、それが先決だと思います。

それと並行して、「文化財」については蓄積があるので、それと大地とのかかわりを科学的に吟味して、着目すべき因果関係があれば、それをジオパークのネタとして使っていく、そういった作業ですね。その上で、観光客にめぐってもらうための仕組みを検討するために、そういった素材について、ある程度ラフなゾーニングをするというのがとりあえずの作業かなと思います。

あともう1点は、ジオパークというのは「マネジメント」そのものなので、魚津市さんのあるところに、例えば、ジオパーク推進室とかジオパーク推進係みたいなそういった事務局になるような組織をまずつくって、予算づけを行ったり、あるいは人を動かしたりするような算段をとっていくことが、最初の段階で取り組むべきことかなと思います。

よろしいですかね。あとは、その日本ジオパークの仕組みについてですか。

【平澤】 そうですね。李先生からのご質問の延長で言えば、そういうことになりますね。日本ジオパークとして認定を受けるのと、それから世界ジオパークの認定を受けるという、それらのステップについてお願いします。

【竹之内】 まず、日本にはジオパークに2つの格付があって、「世界ジオパーク」とそれを支える「日本ジオパーク」があります。「世界ジオパーク」になるためには、最初に「日本ジオパーク」にならないといけないんです。その評価をするのが「日本ジオパーク委員会」という、主にアカデミックな人々から成る評価組織があって、そ



ここに審査をしてもらって合格すれば、「日本ジオパーク」になります。

さらに「世界ジオパーク」への認定に申請する場合は、もう一度「日本ジオパーク委員会」に、これで「世界ジオパーク」に申請したいんですけどもいいですかというお伺いを立てて、同様に書類審査と現地審査で合格すれば「世界ジオパーク」に申請していいということになります。そして、最終的に「世界ジオパーク」認定の審査を受けて合格すれば、晴れて「世界ジオパーク」に……といった手続きを踏む流れとなります。

【平澤】 さらに、補足でコメントいただきたいのですが、その「世界ジオパーク」の認定をする組織は、どういう組織になるのでしょうか。

【竹之内】 「世界ジオパーク」は、「世界ジオパークネットワーク (Global Geopark Network)」という組織が推進しています。この「世界ジオパークネットワーク」というのは、「世界ジオパーク」になった地域が参加してそういう組織をつくっています。「世界ジオパークネットワーク」の事務局は、パリのユネスコ本部にあります。

【平澤】 私も細かいことをきちんと理解していない部分がありますけれども、例えば世界遺産との比較で言えば、「世界遺産」の場合は、ユネスコの中に「世界遺産センター」という世界遺産委員会の事務局があるんですけども、「世界ジオパークネットワーク」の場合は、最初は世界遺産のような、やはりユネスコに事務局を置いてというところで検討されたようですけども、結局、現在は、ユネスコがそれにサポートするというかたちを取っていると聞いています。申請書類はユネスコではなく、世界ジオパークネットワークの事務局に提出されると理解しております。

【竹之内】 世界ジオパークの調査自体は、「世界ジオパークネットワーク」自身がやります。世界ジオパークから、2名の専門家が派遣されて、それで4泊5日ぐらいの現地調査をやって、それで評価します。

【平澤】 その認定については、どうでしょう。ユネスコが認定するというのでしょうか。

【竹之内】 「世界ジオパーク」は、ユネスコの正式なプログラムじゃないんですよ。

【平澤】 ないですよ。

【竹之内】 ユネスコは、「支援する」というスタンスに留まっているので、「ユネスコの世界ジオパーク」という言い方ではなく、「ユネスコが支援する世界ジオパーク」という言い方をしています。

【平澤】 そうすると、主体は、世界ジオパークネットワークに加盟したそれぞれのジオパークのメンバーから

成っていて、全体のネットワークを維持するということですね。

【竹之内】 そうです。

【平澤】 横の繋がりから出来ている組織なんですね。

【竹之内】 そういうことですね。

【平澤】 ありがとうございます。

そうしたら、松井さんのほうからも豊岡市でのジオパーク関係の話をお願いします。

【松井】 山陰海岸ジオパークは、京都府と兵庫県と鳥取県の3市3町にまたがった広いエリアのジオパークです。その協議会の事務局は、それぞれの府県にあって、年に1回、関係自治体の首長が集まって意見を交換しています。現在、その協議会の委員長は、豊岡市長です。

山陰海岸ジオパークの場合にも、竹之内さんがお話しされた3つの要素がもちろんあるのですが、ここは「山陰海岸国立公園」のエリアに重なっています。一方、兵庫県内の海岸域には、国の天然記念物や名勝がかなりの数で指定されていて、奇岩から成る海岸線が続いています。そういう要素を組み込んだことも基本としてありました。先ほどの報告の中でも申し上げましたが、「世界ジオパーク」で委員の方が豊岡への現地調査に来られたときに一番インパクトを与えたのは、コウノトリに対する取組でした。つまり、水鳥などが集まる場所が、沿岸線から少し入ったところまで、玄武洞から豊岡盆地にまで広がっているのだという、自然環境が、人の暮らしの中に溶け込んでいるということなどが評価されたと聞いています。

そういうことを含めて、コウノトリなども人々の暮らしの中で市民権を得ているということが評価されたということです。「山陰海岸ジオパーク」の認定では、少し足踏みがありましたけれども、最終的には、そういった取組が、「世界ジオパーク」の認定に大きく影響を与えたのだと思います。

大変なのは、決まった後は4年に1度審査がある中で、糸魚川市のように1つの自治体で対応していくことが難しいということがあります。3つの県、6つの市町が意思の疎通を図っていく必要があるので、それぞれの温度差がどうしてもありますから、それをいかに調整し、持続させていけばいいのか、という課題があると考えています。

【平澤】 はい。ありがとうございます。

李先生、何か補足してご質問されたいことはございませんか。

【李】 特にございません。

【平澤】 ありがとうございます。

■「自然的文化財」の調査研究と保護対策

【平澤】 つぎに、調査研究ということも含めて、保護の考え方、あるいは、それに関わる対策の関係の一連で、まず、奈文研の名誉研究員の高瀬さんから、先ほどの事前打合せの席でご質問いただいたことについて、コメントをお願いしたいと思います。

【高瀬】 奈文研のOBの高瀬と申します。私、今回のこのテーマ、「自然的文化財のマネジメント」というテーマを聞いて、真っ先に思い浮かんだのは、カモシカの食害問題でした。

カモシカは、特別天然記念物に指定して手厚い保護を図ったことによって数が増え、それによって各地でいろいろ食害が起こったということで、大分前から数をコントロールするために、はっきり言えば殺すということをやっているわけですね。ですから、文化財として動物を指定して、それに対して我々はどういう考え方で接していったらいいのかなというのは、私の中でよく理解できないところでした。

カモシカだけではなくて、最近はイノシシも増えているという話はよく聞きますし、シカも増えていると聞きます。こういう動物が増えていって、いろいろ我々の生活に被害が及んできているわけですが、その原因は何なのかということにも思いを到らせたいところです。そういうことに対して我々はどういうふうに基本的なスタンスで接していったらいいのかということについて、先生方のご意見をお聞きしたいと思います。

【平澤】 ありがとうございます。

これは、間接的には「絶滅危惧」とかということの裏返し、というか逆みたいな話のように思いますが、この点については、日本のことについて桂さんから、それから、韓国のことについて李先生からいただいて、もう一つ、亀山先生にもコメントをいただければと思います。

それでは、桂さん、お願いします。



【桂】 難しい問題ですよ。

「絶滅危惧」とも、ある意味絡むのかもしれませんが、さのう私がお話しさせていただいたスライドの中で、明治時代、あるいは産業革命以降、人口が爆発的に増えてきていることをお示しました。それによって、私たちがそれ以前とっていたような社会状況とか暮らしぶりが、その間ものすごく変化しているわけです。それ以前は、結構、カモシカ、サル、イノシシ、シカ、そういった野生鳥獣とはうまく折り合いをつけて、ある一線というものがあつたような気がしています。そういうものが崩れていって、簡単に言うと、人間のほうが動物のテリトリーに対して、どんどん都市のほうに撤退していったということが言えると思います。そういう中で、彼らはテリトリーを広げていって数を増やしてきた。なおかつ、その人間の側の最前線というのは、どんどん若い人たちが流出して都市へ行ってしまうと、動物に対抗する力が落ちてきている。その場所で暮らすような職もなくなってきている。そういう構造的なものが根本的であつての話だろうと思います。

そうはいっても、現実に天然記念物の動物が被害を与えているという問題があるので、役所の立場から言えば、カモシカについては、被害補償みたいな事業を補助金でやっていますし、下北半島ではサルの被害に対して柵をつくったり、追いかける犬の訓練をする費用であるとかいったものを支援したり、という作業を行ってきています。でも、根本的なことを言えば、日本の暮らしぶりの構造みたいなところから考え直さないと、抜本的には解決しない問題ではないかなというのが私の考えです。

【平澤】 ありがとうございます。

それでは、李先生、お願いします。

【李】 コメントの中で、先ほどイノシシの話がありましたけれども、韓国の場合は、イノシシは野生動物に入りますが、環境部が管理しております。環境部におきましては、このイノシシの被害などについては、最近、補償の規定ができました。





天然記念物に関しましては、これまでそういった補償の規定というものはありませんでした。被害自体があまり多くなかったためです。しかしながら、最近では、ワシミミズクとか、カワウソとかいう動物が増えてきておまして、被害がだんだん増えてきております。ワシミミズクは養鶏場を襲って被害を及ぼしておりますし、カワウソは漁場を荒らしたりしています。

文化財庁におきましても、そういった被害に対する補償制度というものをつくる必要性がますます強く認識されておりまして、体系的に補償する制度の導入を考えております。

【平澤】 ありがとうございます。

亀山先生、お願いいたします。

【亀山】 少し違った観点からですが、私は「動物観研究会」という研究会をやっております。

これは、日本人が動物に対してどういう意識を持っているかということ調べている研究会です。実際には日本人ということに限らずに、いろいろな研究発表をいただいています。

これも「動物観」の問題ですが、カモシカは絶滅危惧種だったので、それを救う手段として特別天然記念物に指定したわけですね。そのときに、それによってカモシカは、言ってみれば「国宝」みたいなものにされてしまった。おかげで、だんだん増えていったという経過がありますが、そのことによって、カモシカに対する「動物観」が、国民の間に植えつけられたのですね。「これは大事な動物だ」ということになってしまった。

ほかの動物をも含めて全部共通して狩猟動物であったらよかったわけですが、そういう扱いをしてこなかったのですね。カモシカをこんなに増やしてしまって、狩猟もさせてくれなくなってしまったのは、天然記念物に指定した行政がいけないとは言えないのですが、天然記念物に指定してしまって、これを外そうとしてこ

なかったということによって、狩猟動物にならなかったのですね。

このような問題は、非常に重要なことだと思います。つまり、日本では明治以降ずっと、狩猟というものが肯定的に考えられるということが非常に少なかったのです。明治につくった狩猟法でも、最初に職業的猟師の問題と、それからもう1つ、遊猟というレクリエーションの狩猟という2つをつくったのです。

ところで、これは何のためにつくったかという、遊猟というのは、王侯貴族たちがやる非常に高級なレクリエーションなのですね。これを日本でも華族や皇族にやってもらって、欧米並みに日本も高級レクリエーションである「狩猟」をする一等国なんだというふうにしようと思ってつくったのに、あまり流行らなかったのですね。それで、途中で、遊猟についての取扱いはやめてしまうのです。そのあたりから、遊猟に対する考え方が徐々に消えてしまって、つまり、ゲームハンティングという、狩猟するということは高級なレクリエーションだということから外されていくのですね。そのために狩猟者が増えないことになってしまったのです。

だから、そうやって「動物観」が形成されていって、結局ヨーロッパは野生動物が狩猟対象になっていますから、彼らはわりととって、よく食べていますけれども、日本ではそういう文化をかなり抑え込んでしまった。だから、もし考えることとしたら、やはり狩猟というものを、もう一度、肯定するような文化をつくっていかない限り、なかなかこの問題は解決できないのかなと、そんなふうに私は思っています。

【平澤】 ありがとうございます。

自然的文化財のうちでも、特に動物の話で、人間との直接的な関係において、人間の側の社会構造や生活環境の変化によって生じてきた問題ということの観点をいただけたかと思えます。



それでは、今度は、植物の話で、質問のほうに戻りたいと思います。

佐賀県武雄市教育委員会の草場さんからご質問いただいております。「巨樹・巨木の保存と活用について、現状の課題と対策などについてご教示いただきたい」ということですが、草場さんから、何か補足のコメントをいただければと思います。

【草場】 佐賀県武雄市の草場といいます。私どもの武雄市には、国指定天然記念物「川古のクス」をはじめ、市指定天然記念物の2本の大クス（武雄の大楠、塚崎の大楠）がありまして、どれも樹齢2,000年から3,000年と推定されているものがあります。現在この3本の大クスの市内ウォーキングルートをつくったり、同じ九州内で、鹿児島県にある特別天然記念物「蒲生のクス」や、熊本県にある天然記念物「藤崎台クスノキ群」などといった、大クスを持つ近隣の自治体と交流を進めたりしているところでございます。

おかげをもちまして、近年観光客が増えてきておりますけれども、観光客が増えてきたことによって逆に木の保護といいますか、木の周辺、特に根元の部分に立ち入ったりするとかいう場面も見受けられるようになってきました。全国的にこういう巨樹・巨木があるところは多々あると思うのですが、同じようなケースがあれば教えていただきたいということがひとつです。それから、観光資源としての活用の仕方と文化財としての保護を図る上で、現状の対策と今後の展望といいますか、今後の課題などを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【平澤】 ありがとうございます。

これは、調査研究と保護対策に関する総括的な話でもあります。日本のことについては桂さんから、それから、韓国のことについて李先生からいただいて、そして、先ほどのプレゼンテーションの事例としては、植物関係のことを張さんからお話いただきましたので、張さんから

もコメントをいただければと思います。

それでは、桂さんから、お願いします。

【桂】 国の天然記念物は、大ざっぱに言うと1,000件くらい指定されていて、そのうちの半分が植物関係です。さらに、その植物関係の半分がこの巨樹・巨木のたぐい입니다。ですから、天然記念物の4分の1は巨樹・巨木です。ですから、そういう意味では一番地域で大切に思われているような存在の天然記念物です。当然、巨樹ですし、巨木であるということは年とった木なので、いろいろと傷みが出ている。具合の悪いことも多くて、私どもも毎年補助事業といって補助金を出して修理など、いろいろな案件を取り扱っていますけれども、その事業として一番多いのもこの巨樹・巨木のたぐい입니다。

そういう意味である程度、ご質問いただいたようなケースに対する手当てのノウハウは蓄積しています。クスノキは九州では一番シンボリックな木ですし、大きな木も多いので、種類もたくさんあります。佐賀県や熊本県、鹿児島県のほか、福岡県においても、私どものほうでたくさん事業をやらせていただいていますので、そういうところで技術的な蓄積は、随分聞いていただけたところがあるのではないかなと思います。

大まかな話をすれば、大体枝を張っている範囲が根回りぐらいのイメージですから、その範囲にはあまり人が立ち入らないような仕掛けをつくってあげるといいだろうというのがあります。あと、時々踏み固められたところをやわらかくしてあげて、少し栄養補給してあげるとか。あと、いろいろな病気にかかっているとか、そういうことの対策をしてあげるとかいうことを考えてあげるのがいいだろうと思います。あとは、いま、数千年の歴史とおっしゃいましたけれども、数千年とまでいかなくとも数百年ぐらいの歴史は、たぶん、優に持っていて、その間にその地域で起こったいろいろなストーリーと絡み合っているような木であるに違いないと思いますので、そういったことも大切にして皆さんにお伝えした上で、その木をその地域のシンボル、ランドマークとして維持されるような方法がいいのかなと考えています。

【平澤】 ありがとうございます。

李先生のほうからは、いかがでしょうか。

【李】 武雄市には大きなクスノキが3本あるということで、1,000年以上の樹齢を持つということですが、相当大きな木ではないかと思えます。韓国にも同様の大きな木がありますけれども、先ほどのお話を伺いますと、保存面、それと観光面、それが衝突するといいたまいますか、それが相まみえて問題を生じることもあるのだということをお伺いしました。

韓国においては、これまで天然記念物の巨木とかいったものに対しては、規制する側面が強かったんです。どのようにしたかといいますと、木の周りを柵で囲んで、観光客はその外側から木を見ろというような規制を一時期やっておりました。しかし、そういう規制のやり方にしてしまうと、問題点が発生してしまうわけです。すなわち、天然記念物とその地域の住民が分離されてしまうという状況になったわけです。

それで、この分離現象を解決するためにさまざまな方法を考えました。最近においては、その木の根の幹に近い部分を何とか活用すべく、デッキのようなものをつくって上がれるようにするような、台をつくるような形、つまりは、住民に巨木に戻すというような措置を考える方向になっています。それも難しいといった場合には、柵を低く設置して、その近くに四阿のようなものをつくってそこから見るような、いわゆる便益施設といえましょうか、そういう建物をつくって、観光客なり地元住民なりが活用できるような施設づくりを行っています。住民にとってのその存在が、天然記念物という文化財に指定されることで天然記念物と住民が離れることがないように関心を持って進めている状況です。関心がなくならないようにやっております。

返事になりましたでしょうか。

【平澤】 どうもありがとうございます。天然記念物と地域との繋がりを大切にするととても重要な、踏み込んだお答えをいただきました。

そうしましたら、報告でも最もこの方面に関する分野のお話をいただきました張さんのほうからお願いします。

【張】 先ほどの発表で、古い木に穴ができていたときに外科手術でそれを埋めるという話をしましたけれども、これまでは、文化財庁のほうで木1つ1つを非常に重要視していたため、そういう方法をとったんですけれども、現在では2つの方法があります。つまり、それが1本の単独の木である場合、そして、森に群生している場合とで違う扱い方をしています。

林である場合は、環境的、生態学的、そして、動物たちの生息場であるという特徴を生かすために、そういっ



た特徴があるので生物が生きられる環境をそのまま残すために穴を埋めたりはしません。単独の木の場合は、村を守る神木の役割を果たしている場合があって、長い場合には600年、700年にわたって村を守護してきた木もあるわけです。そういった単独の木の場合には、生態学的、そして、自然科学的な関係というよりも、人との関係というものが大きくなります。神木として祭祀を行ったりする、そうした文化的な背景のほうが大きいため、その木を長く保存するために空洞があれば埋めるといった外科的な手術もしているわけです。

外科手術に関連しましては、文化財庁のほうから要請ということもありましたので、過去20年間にわたって協力を続けてきました。樹木医という人たちが、木の外科手術をすることになりますけれども、その木の外科手術の技術といったものを長く伝えるために人材の育成、教育に取り組んできました。

【平澤】 どうもありがとうございます。

いまの件に関して、何かコメントがある先生方いらっしゃいますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

少し私のほうで時間を結構悠長に使ってしまったので、残りあと30分しかないんですが、引き続き、いただいた質問について、1つは「活用」の観点と、もう1つは「体制」のことで、あとそれぞれ1件と2件、ありますので、それらに関するご検討を引き続きお伺いしたいと思います。

■「自然的文化財」の活用

【平澤】 4つ目のご質問ですが、これは桂さんということでご指名いただいたもので、「野島断層玉ねぎパイについて、ご見解を伺えますか」とあります。桂さんのご講演の中でもひととお話いただきましたことで、そこにさらに突っ込んでということだと思いますけれども、市原さん、補足のコメントお願いできますか。





【市原】 まったくの素人なので、それを前提にお聞きいただきたいんですが、昨日桂さんから話がありまして、きょう、また、ほかの方からの話を聞きまして、私なりに、やはり現在の私どもが生きておる「なりわい(生業)」と文化財との関係、これが非常に重要じゃないかと思っています。

先ほど、また桂さんから、抜本的な対策が必要だという問題提起をされたのですが、素人の私としましては、その抜本的な対策についてどう考えておられるのかということ、その「野島断層玉ねぎパイ」、それから、きょう話題に出ました「ブラック焼きそば」と「断層かまぼこ」ですか、そういうようなものにも象徴的にあらわれているように思うんですね。

それで、これは、私個人は、現在の私どもの「なりわい」を最重視すべきだという考えで、文化財は保護すべきだけれども、いま出ているいろいろな弊害については、これは、私ども自身の生活を守るためには、あまり遠慮しすぎる必要はないんじゃないかと思うわけです。少し言い過ぎかもわかりませんが、この点が非常に大事なことだと考えておるわけですが、そういうようなことも含めて、この「野島断層の玉ねぎパイ」というのは非常に大きな問題を含んでいるなど感じまして、ご質問させていただきました。よろしくお願ひします。

【平澤】 なかなか難しいことを含んでいると思いますけれども、桂さん、いかがでしょうか。

【桂】 何をお答えすればこのご質問の答えになるのかわかりませんが、少し何か思いつくままにコメントしたいと思います。

私がお話ししたスライドの中で、資料集に載せたような、地球発生からいまの暮らし方に結びつくようなグルグル巻きの図があって、そういった仕組みの節目、要点に当たるようなものを文化財として私たちは保存して、それらが教えてくれる知恵や知識を皆さんにお伝えしていきたいということでした。私たちは、そういった仕組

みの中で、長い歴史の中で暮らしてきたし、現在もそうであるし、将来もその路線から外れることはできないと思っています。だから、文化財をきちんと大切に思う、その語るところの意味合いを理解していくことが、現在の暮らし、そして、将来の暮らしにとって役に立つのではないかというスタンスです。

そういったことを継続的にやっていくためにいろいろなところでいろいろな取組がなされている。そういうようなあらわれの1つとして、ご質問されたことに関連するようなこともされているようなところもありますという例として紹介させていただいたのです。

これが答えになっているのかわかりませんが、そういうことでございます。

【平澤】 いかがでしょうか。市原さん、かゆいところが手が届きましたか。

【市原】 地球規模で見れば、人口の爆発的な増加、これはもう絶対避けられないですね。それから、生活レベルがどんどん変わっていく、生活環境が変わっていく、その中で文化財保護ということ。自然的かどうかは別にして、どのように保護していくかということに対して、抜本的な対策が必要だという認識にお立ちだ思うんですね。そここのところの具体的な案を聞かせていただければと思うわけです。お話いただける範囲で結構でございますので、もう少し補足してお願いできればと思います。ただ時が来れば、それに合わせて保護と両立を図っていくということでは、少し間に合わないような感じが、素人としてはしているということです。

【平澤】 桂さん、いかがでしょう。

【桂】 そういうことにズバッと答えられたら、この国は直ちにいい国になっていると思いますし、いい答えが見つけれられることがあれば、世界は平和でもっと豊かで、皆さん、心豊かに直ちになれるような気がします。

ただ、以前よりは、そういった問題意識が、皆さんがそれぞれ持たないといけないというふうには少しなってきた感じがします。そういうときに、考慮するときのベースになるようなものとして文化財的なものを見方みたいなものを、きっとそのことに役に立つヒントとなるようなことが隠されているのではないかと、私たちは信じておりますので、そういったことも大切にしませんか、という私からの呼びかけと考えていただければと思います。私1人が直ちに答えられるような質問でないことは、たぶん、ご質問者も重々承知の上でお尋ねと理解しております。

【平澤】 いまのお話を聞いていて、私は思うんですけども、例えば、淡路島の「野島断層玉ねぎパイ」みたい

な、大震災という非常に厳しい局面に当たって、これからまた立ち上がって頑張っていくんだというときに、いま、私たちがいう「文化財」に相当するものが、こうやってモチーフとして上がってくるということで、やはり、いままであまり目立たなかったような意識が浸透してきているという意味で、この「野島断層玉ねぎパイ」の例が挙がってくるのだと思います。

この関連で、打合せのときに、亀山先生から「あやかりもの」ということのお話をいただきましたし、また、竹之内さんのところの「断層かまぼこ」ということに関連して少しお話されたことがあるので、亀山先生からも一言お願できますか。

【亀山】 それほど深く考えていたわけではないのですけれども、いろいろなところにいるいろいろなお土産物がありますよね。例えば、草津温泉に行ったら「温泉まんじゅう」とかあります。「温泉まんじゅう」というのは、おそらくどこに行ってもあります。何かがあったときに、それにあやかって、いろいろなものを売ったりなんかするじゃないですか。これもそれだと思うのです。この「野島断層玉ねぎパイ」も、そういう「あやかり文化」みたいなことをどう捉えたらいいかというのは、少し考えるべきことかなと思います。いまの段階で、あまり深く考えてはいないのですが、とても興味深いことと思います。

【平澤】 その「あやかりもの」の関係で、先ほどのジオパーク関係ではどう考えるのかというお話を、打合せのところで竹之内さんから少しいただきましたが、ジオパーク関係の「あやかりもの」というと、それこそ「断層かまぼこ」とか、ほかのいろいろなそういう商品、地域がその取組を続けるための経営的手段として、積極的にマネジメントの中で全部組み込んでいるわけですね。そのことについて、補足やコメントをいただけますか。

【竹之内】 実はお土産づくりというのは、世界ジオパークネットワークのガイドラインの中で奨励されていることです。積極的にお土産物をつくりなさいとか、特産品を開発しなさい、というふうに言われています。

糸魚川ジオパークでも一生懸命つくっていて、先ほど紹介した「断層かまぼこ」のほかに、「ひすいウォーター」というペットボトルもつくっていますし、それから、あと地すべり地帯には棚田ができるんですが、結構水持ちがよく、かつ田圃を自動的に耕してくれるので土壌が肥えて、おいしい米がとれるんです。そういったような意味づけでお米のブランド、例えば「地すべり米」なんかをつくらうとか、そういうことを考えています。

だから、そういうお土産とか特産物を通して、そうい



う大地の歴史に関心を持ってもらうとか、さっきの「野島断層玉ねぎパイ」にしたって、あのお菓子の存在が「野島断層」の記憶を風化させませんよね。だから、そういうふうな使い方も、各地のジオパーク的にはありなのかなと思います。

【平澤】 ご報告の中で松井さんも同様のことをおっしゃっていましたが、松井さんから、いまのことに関連してコメントいただけますか。

【松井】 ジオパーク絡みでは、「玄さん」というキャラクターが、いわゆる「ゆるキャラ」というよりも、「渋キャラ」といった方がふさわしい「おじさん」のキャラクターで、玄武岩の「玄さん」ということで売り出しました。今年の全国「ゆるキャラ」サミットで、22番目の投票数も得たので、「玄さん」を使ったいろいろなものができています。キーホルダーやストラップ、それから、顔の真ん中に「玄さん」の焼印を押すお餅やお煎餅も出てきています。結構これがよく売れていまして、玄さんのお土産、何かないかと思ったら、そのお餅やお煎餅を買って帰られるということもあるようです。

先ほどお米の話が出ましたが、お米に関しては、J A（全国農業協同組合連合会）がバックアップして、「コウノトリ育むお米」というブランドを奨励していて、広域に普及しているようです。最初は、コウノトリという「特別天然記念物」を全国に宣伝するために始めたのですが、一歩進めて「環境」に「経済」も含めた、地域の生産業としての取組に力を入れています。

【平澤】 ありがとうございます。

きのう、きょうのご講演・ご報告の中に通じていたところで、このテーマはあると思うんですけれども、まずは、いろいろなライフスタイルや年齢層、それから、いろいろな地域に住んでいる人、中に住んでいる人も外に住んでいる人も、とにかくいろいろな形で「知ってもらう」ということが、一番根本になるということ、そういうことにも関連する重要なテーマであると思いますので、また、別の機会に深めることができればと思います。

■「自然的文化財」の管理、運営等の体制

【平澤】 さて、残り2つ、「管理、運営等の体制」のことについてご質問をいただいています。

1つは、三重県の桑名市教育委員会の石神さんから「韓国では、天然記念物などの所管について環境部との争いがあったようですが、日本において同じようなことがあったのか。また、文化庁と環境省で自然保護、天然記念物保護についてどのように調整しているのかを教えてください」ということで、石神さん、一言いただけますか。

【石神】 桑名市の石神です。貴重なお話をありがとうございました。いま読んでいただいたとおりですが、韓国のお話を聞いて、日本ではそういうやりとりというのがあったのかどうかということを知りたかったものですから質問させていただきました。

【平澤】 ありがとうございます。

この点は、桂さんから、よろしく願います。

【桂】 同じようなことがありました。ゆうべ、李さんと飲みながらその話をしていた、まったくうちと同じだよといって意気投合していたところですが、日本では1971年に環境庁が設置されました。それに先立って国会なんかでもだいたい、橋本龍太郎さんが総理大臣になる前にただの議員だったころにそういう質問をされまして、天然記念物は環境庁に一元化されるべきであるという質問をいただきまして、その当時での簡単な事業仕分けみたいなものを行っています。そういったものが生きています。要するに、環境省が所管するような動物と天然記念物で指定している動物が重なっているようなものがあるんですね。そういったものに対して、役所が手当てをするために補助金を出すときに両方で重複して出てしまうだろうということを言われまして、では、それは重複しないように仕分けしますということを当時やりました。

また、環境庁が環境省に格上げされるときにも、天然記念物と自然名勝の一部も環境省が所管すべきだろうという質問がございまして、それも、これは総務省が行司みたいになって、文化庁と環境省が向かい合ってやりとりをするような会議が何度かありました。そのときは、結局、個々のものをどうこうという各論に入らずに、文化財保護行政の一部として天然記念物はあるということを確認することになりました。つまり、文化財の指定で天然記念物はもう内包されているもので、一体として考えなければならないという主張をしました。ですから、個々のこの動物について、環境省でも扱えるし、天然記



念物にもなっているということは、それは切り口が違うんだから重複しても構わないということを主張して、行司役の総務省はそれで納得してくれて、環境省さんは引き下がったというような経過がありました。

別に環境省とうちは仲が悪いわけじゃなくて、日常的にいろいろなところで重なりますので、わりとコミュニケーションを密にとるようにしています。昨年の鳥インフルエンザなんかの際も、頻繁にコミュニケーションをとって、こういうふうにやろうとか、プレスにどういふふうに話したらいいとか、緊密に連携をとっておりますし、予算執行上も重複がないように努めているというのが現実でございます。

【平澤】 ありがとうございます。

あと1つ質問がございまして、これに関連して、最後にまたおひとりずつ伺ってまいりますと思います。

その質問を最後に読み上げたいと思います。和歌山県教育庁文化遺産課の高橋さんからいただいた質問ですが「自然的文化財は、文化財保護、環境保護等の複数の側面を持っていると思いますが、保護、活用面で、どのように部局の住み分けや連携をされているのでしょうか。課題も合わせて教えていただきたいと思います」ということですが、桂さんのお答えにすでに含まれている感じで、質問にプラス、詳しい解説がついて、いまもう高橋さんの質問に答える形になってしまいましたので、実際の現場の立場から、松井さんと竹之内さんのほうに少しコメントしていただければと思います。よろしく願います。

【松井】 豊岡市では、実はコウノトリに関する部署として「コウノトリ共生課」という課が市長部局にあります。コウノトリに関しては、特にこの「コウノトリ共生課」に一元化しておりますので、教育委員会は届け出などの事務のみを行っています。「コウノトリ共生課」というのは、「コウノトリ共生部」の下にあって、もう一課「農林水産課」も傘下にあります。環境と農業とのつながりで、

そちらの部局に分けられています。

環境省の関係は、ラムサール条約もそうですが、基本的には「コウノトリ共生課」のほうで取り扱います。ただ、文化財として指定されている物件に関しては、教育委員会の文化振興課で、という住み分けはしていますが、やはり環境省と文化庁と同じような関係で、庁舎では上下に事務室がありますので、毎日のように情報交換をして、いい関係ができています。コウノトリに関しては一歩引き、何かあったら、コウノトリ共生課にも情報を提供しています。

それから、アベサンショウウオについても環境省所管の絶滅危惧種ですので、コウノトリ共生課が主体になっていますが、実は、旧大岡寺庭園という名勝の中での取扱いですので、こちらに関わらないといけません。また、アベサンショウウオに関しては、合併する前に日高町教育委員会で担当していましたので、その担当者だった職員は、環境省から希少野生動物種保存推進員として任務を任命されているという、少し複雑な事情もありますが、小さなまちですので、うまく住み分けをしながら進めています。

【平澤】 ありがとうございます。

それでは、竹之内さん、お願いします。

【竹之内】 私のほうから保護と活用の課題ということで、二、三の例を紹介させていただきます。糸魚川ではないんですけども、日本ジオパークになっている南アルプスジオパークというのが長野県にあります。そこには、中央構造線という大きな断層があるんですけども、分杭峠という峠があって、だいぶ昔に中国から有名な気功師さんと呼んで、ゼロ磁場だということがわかって、ゼロ磁場は体にいいということになって、すごくたくさんのお客さんが詰めかけることになったんです。それをジオパークの素材として扱っていいかどうか議論になりまして、評価委員会である日本ジオパーク委員会は、それはダメだということになりました。つまり、そういう科学的な因果関係が明らかでないものは、もう使ってはダメということに、いまのところなっております。だから、宗教的な世界観とかいうのはどうなのかなというのとはわからないんですが、そういう超自然的なことは使ってはいけないという、いまのところの見解。それが1点ですね。

それから、次は糸魚川の例ですが、実は、私どもの博物館にミュージアムショップというのがあって、ブラジルの水晶とか中国のアンモナイトを売っていました。そのときに世界ジオパークの審査員が来て、いや、実はこれ、売ってはいけないんだと言われて、「世界ジオパー

クになるということは、地球的な保護を考えなくちゃいけない。だから、あなた方がここでブラジルの水晶を売るといことは、ブラジルの水晶の産地の消滅に一役買っているんだ」と言われて、そういった地質用具の販売は、もうやめろと言われてましてやめました。ただ、そのときに「じゃ、ヒスイはどうなんだ」という話になったんです。ヒスイだって守るべきだという話になったわけですが、そう言われたときに私たちは非常に困りまして、実は縄文時代から続いている伝統工芸なんですと言ったらわかってくれたんです。「では、例外にします」と言っていただきまして、それでヒスイの加工販売はいいよと、そういうことになっています。つまり、地元のヒスイは許されるということです。でも、海外のミャンマー産のヒスイはやってはダメと言われたわけで、地元のヒスイを小規模に加工して販売する。要するに滅失ないように販売するのはジオパークでやっていいということを言われました。

あと最後に、鉱山問題というのがありまして、糸魚川に石灰石鉱山が大きなのが2つあって、世界ジオパークになったら、石灰石の採石場にマイクロバスを入れて、大規模に爆発して採掘するところを見せようと思っていたんです。ところが、世界ジオパークの見解は、鉱山会社というのは世界ジオパークの範囲に入れちゃいけないんだと言われました。それは何故かという、企業というのは儲けが第一ということで、だから、儲けを優先させて保護を蔑ろにするのが鉱山だと決めつけられて、鉱山の採石場を糸魚川ジオパークから外せと言われました。かつ、鉱山会社の人たちは、ジオパークのマネジメントの組織には入れるなどと言われて、まったく線を引いて関係を断っている状況です。そういうのが、保護、活用の課題で、これからどうしようかなと思っております。

【平澤】 ありがとうございます。

最後にとっても具体的な例があって、ここでまた議論をしたいところですが、時間が迫ってまいりますので、一応ご質問については、これでひと通りお答えできたというので討論を収束させて参りたいと思います。

先生方からの回答に関連して、高橋さんから、コメントいただけますか。

【高橋】 和歌山県教育委員会で記念物を担当しております高橋と申します。お答えいただきましてありがとうございます。

私どものほうでも世界遺産の紀伊山地の霊場と参詣道というのがございまして、そもそもこれ自体が三重県、奈良県、和歌山県と3県に分かれているというところもある上に、和歌山県内の世界遺産の管理、活用に関して



は、いわゆる保護の部分ですが、先ほど松井さんがおっしゃっていたように教育委員会の部局が担当しているのですけれども、いわゆる活用の部分というのは、知事部局の観光振興課がやっているといったような状況があります。いまのところは何かうまいぐあいに調整はとれているかなと思うのですが、それが未来永劫続いていくのかなという点については、実は少し不安なところがあります。

それから、ジオパークについては、つい最近ですが、私どもの自然環境室という知事部局の部署の方から、ジオパークに取り組もうという話が出てきております。竹之内さんとかは教育委員会のほうで担当をされていると思うのですが、和歌山県では教育委員会ではなくて、自然保護部局のほうで対応していくということになっているということで、ご紹介だけさせていただきます。

【平澤】 ありがとうございます。

先ほど、竹之内さんのほうから「ジオパークはマネジメントである」ということをおっしゃっていただきました。それは人と自然との関係構築のことだと思います。

前回、遺跡整備活用研究集会の第5回目のテーマが「地域における遺跡の総合的マネジメント」ということでした。それに続く展開として非常にふさわしい議論の内容になったと思っております。前回、この研究集会を開催したときには少し違った形式で取り組みましたが、アンケートなどからは、なかなか片仮名言葉ばかりで難しいというので、今回お配りした平成22年（2010）度研究集会報告書の125ページに、いろいろな最近の動向に関する情報や各種の辞書などを見て、そして、私の頭の中でガラガラポンして、一応用語の解説みたいなものをお示しいたしました。

とても小さい字で大変恐縮ですが、その最初に取り上げている「マネジメント」という言葉について、そもそもこれは一般に組織や企業などの経営上の管理のことをいうわけですが、それは、「目的・目標を実現、達成するためにとる組織の行動の総体である」ということで、いろいろな見解を読んで、私がこういうふうにとまとめら

れるのではないかなということでお示ししています。この場合は、「遺跡・遺産のマネジメント」というくくりで整理をしていますので、そのまま読ませていただければ、「遺跡・遺産のマネジメントという場合の目的・目標の基本は、遺跡・遺産が有するさまざまな内容と価値を明らかにして、それらを保護・継承し、そして、社会の重要な存立基盤の1つであることを広く普及することにある」。こういうイメージというか、ここでは用語の解説なので、抽象的に書いてありますが、私が「自然的文化財のマネジメント」というふうに6人の先生にお願いをしてここに集まっていた、そのマネジメントというのは、自然的な要素から成る文化財、あるいは、文化財の自然的な側面に対して、何らかの目的・目標を達成するためにとる行動ですね、どうしてやるのかということ、そのようなことについて、深く考えるひとつの機会を設けたかったわけです。

■「自然的文化財」のマネジメント

【平澤】 最後に、この研究集会全体を通じて、先生方1人ずつ、それぞれ「自然的文化財のマネジメント」という今回のテーマに関連して、コメントいただいて終わりにしたいと思います。

それでは、亀山先生、よろしく申し上げます。

【亀山】 先ほど「動物観」という話をしました。私がつくった用語で「法定動物」という言葉があります。あまり流行っていないので、ここにいらっしゃる皆さんは、だれも知らないと思いますけれども。この「法定動物」という言葉は何かというと、動物が何の法律の対象になっているかという問題です。例えば、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）の対象動物は、もうまったくブラックリストの動物です。鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）で考えると、殺していいときは、有害鳥獣を狩猟で殺すということですよね。それ以外に、例えば、野犬とか野猫は、野生動物ですから殺してはいけないですし、野良犬とか野良猫は、これは人に依存して生きているのだから、動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）の対象になっているから、かわいがらなければいけない、というふうになっている。さらに、文化財で天然記念物に指定しているような山猫になると、もうこれは国宝級の動物になっています。つまり、動物は、我々人間の都合でいろいろランクづけされている。そういうことを「法定動物」という言葉で、私はいつも説明するのです。

その「動物観」研究をやっている、文化行政というの

は、国民に価値観を押しつける、という言い方は変ですけども、よく言う「価値観の形成」に役立てるようなことをやっているわけです。だから、何が大事かというと、何を文化財にするかというのが、自然的文化財のマネジメントの中で一番大事なことだろうと思いますし、そのときに時代を先取りして考えることが大事で、文化財は後追いでないだろうと思います。先取りをして何を文化財にしていくかということがこれから大事なことになるのではないかと思いますし、マネジメントというのはそれをどうするかという問題だろうと思っています。

【平澤】では、続けて、桂さん、お願いします。

【桂】マネジメントというのは、あまり得意ではないですけども、私たちができることは、たぶん、文化財という枠組みの中で、私たちは霞が関の中央にいて、竹之内さんや松井さんやらは地域で、最前線でやられているから、そういうところと、緊密なコミュニケーションをとりつつ、どのようなアクションを起こしたらいいのかということをおえずフィードバックしながら、最善の施策を打っていくことだと思います。根本になる考え方としては、私たちは私たちの考えを示しつつ、そういうところのフィードバックの中で修正しながら続けていく。そういうのがマネジメントかなと思います。自然的文化財に特化したことではなくて、そういうことをやっていくのかと感じました。

【平澤】李先生、お願いします。

【李】今回の「自然的文化財のマネジメント」の研究集会におきまして、非常に多くのすばらしいご意見を伺うことができました。私がお場で申し上げていいのかわかりませんが、結局、自然は人がいるから大事なんだと言えないのではないのでしょうか。天然記念物や名勝といった自然の文化財は人に感動を与えるものであり、人のためにあるべきものではないかと思っています。結局、韓国の国民たちにとってもそうですけれども、地球にいるすべての人々が生きていく上でプラスになる重要な大切な資源ではないかと思っています。遺産として重要な資源ではないかと思うわけです。

本日、このようなすばらしい集会にお呼びいただきましたことを感謝申し上げながら、私の発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【平澤】張さん、お願いします。

【張】今回の集会のテーマであります「自然的文化財のマネジメント」ですけども、自然的文化財の総括的な枠組みについては、私は深く考えたことはありません。私の研究の対象の中心となった「村の森」については、

村の人々がいろいろな目的に従って、それをつくって管理して保存しようという意識が非常に強いことを知ることができました。その森が200年、300年というふうに長い時間が経ちますと、そのときどきの人々の目的が変わります。そのときどきによって、森を縮小したり拡大したりしてきたわけです。森をつくって維持していくことは非常に難しいことです。しかし、人々はそれを一生懸命してきたわけです。文化財の価値というものは、人の能力と非常に密接に関係を持っているのですが、森を維持するためには非常に強い意志を持って維持していくことが必要であったわけです。

ですから、人と自然との関係、そして、文化財と人との関係のもとに、その研究を続けていかなければならないと思っています。

【平澤】松井さん、お願いします。

【松井】豊岡市の場合は、特別天然記念物であるコウノトリという鳥を取り上げ、目指すまちの姿を「コウノトリ 悠然と舞うふるさと」という基本構想に掲げて、まちづくりを進めています。例えば、「環境経済戦略」だとか「豊岡エコバレー」だとかいうように、コウノトリからいろいろな展開ができるということを今回発表させていただきました。

自然の文化財に限らず、ほかの文化財でも地域に力を与えるものではないかということをお改めて考えました。文化財というのは、まちを元気にするものだということをお誰かが言っていましたが、豊岡市は、これで小さな世界都市を目指してやっています。たった1つのコウノトリから、こんなに大きな戦略が持てるんだということをお示せたのではないかと思っています。

【平澤】竹之内さん、お願いします。

【竹之内】文化財のマネジメントということなんですが、私自身は、今回の研究会を通して、未来の人間社会のために文化財を役立てるあらゆる算段のことだと思いました。まさに、いま私たちがやっているジオパークもその算段のうちの1つなんだと思ったということが、今回大変よかったと思います。ありがとうございました。

【平澤】ありがとうございました。

今回、自然的な文化財、基本的には名勝や天然記念物などに関連する題材をテーマに企画しました。亀山先生からも、「何を文化財とするのか」という、対象そのものへの論究だとか、認識だとかいうことがありました。そういうことを深めて、また第2回の研究集会を進めたいと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

— 了 —